

議案第 103 号

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に
関する協議について

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に關し地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 289 条の規定により、次の協議書のとおり協議し定
めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘に係る土地については日吉津村へ譲与し、建物及び備品については別紙財産処分に関する調書記載の法人へ譲渡し、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金に属する現金（これから生ずる果実を含む。）については、構成市町村に配分するものとする。
- 2 処分する財産の内容は、別紙財産処分に関する調書のとおりとする。

別紙

財産処分に關する調書

1 土地

(1) 譲与の相手方

日吉津村

(2) 譲与する財産

土地の所在	地 目	地 籍
西伯郡日吉津村大字今吉 218 番	宅地	11,779.49 m ²
西伯郡日吉津村大字富吉 1352 番 3	宅地	351.00 m ²

2 建物及び備品

(1) 譲渡の相手方

米子市皆生四丁目 2 番 28 号

株式会社 ヤードクリエーション

代表取締役 服島 章

(2) 譲渡価格

415,800 円

(3) 譲渡する財産

① 建 物

建物の名称	所 在	構 造	延床面積
本館	西伯郡日吉津村大字今吉 218 番地	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上 2 階、一部地下 1 階建	2,999.301 m ²
車庫	西伯郡日吉津村大字今吉 218 番地	鉄骨造 平屋建	120.00 m ²
機械棟	西伯郡日吉津村大字今吉 218 番地	コンクリートブロック造 平屋建	59.38 m ²
従業員宿舍	西伯郡日吉津村大字今吉 218 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	150.975 m ²

② 備 品

品 名	数量	品 名	数量
応接テーブル	15 台	移動棚	13 台
客室テーブル	23 台	食器棚	9 台
座敷用テーブル	6 台	物品棚	15 台
食堂テーブル	25 台	マガジンラック	1 台
座卓	17 台	移動ワゴン	7 台
応接用椅子	48 脚	ホットワゴン	1 台
客室用椅子	43 脚	事務用机	10 台
座敷用椅子	50 脚	脇机	2 台
食堂用椅子	94 脚	書類保管庫	6 台
シンク	14 台	ホワイトボード	1 枚
厨房作業台	35 台	更衣ロッカー	10 台
厨房水切り台	1 台	下駄箱	8 台
ダストテーブル	2 台	司会台	1 台
売店販売台	1 台	宴会台	1 台
売店作業台	1 台	衝立	1 台
給湯器	1 台	テレビ	24 台
食器洗浄機	1 台	ベッド	6 台
生ごみ破砕機	1 台	ベッドサイドテーブル	3 台
I Hヒーター	1 台	電気スタンド	3 台
オーブン	1 台	レジスター	2 台
ガスコンロ	2 台	金庫	1 台
ガスレンジ	1 台	カラオケセット	2 式
コーヒーマシーン	1 台	プロジェクター	1 台
フードプロセッサ	1 台	スクリーン	1 台
フライヤー	2 台	高圧洗浄機	1 台
電子レンジ	1 台	体重計	1 台
炊飯器	5 台	遊具セット	1 式
蒸し器	1 台	自動体外式除細動器	1 台
酒燗器	1 台	車いす	3 台
洗米器	1 台	洗濯機	3 台
温蔵庫	2 台	掃除機	6 台
冷蔵庫	7 台	ポリッシャー	1 台
冷蔵ショーケース	2 台	絵画	1 枚
冷凍庫	1 台	版画	3 枚

恒温恒湿庫	1 台	花台	1 台
製氷機	3 台	ごみ入れ	1 台

3 基 金

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金は、基金を廃止する際に残額があるときは、以下の割合により、構成市町村に配分するものとする。

構成市町村	割合（％）
米 子 市	50.2
境 港 市	13.4
日 吉 津 村	2.5
大 山 町	10.7
南 部 町	6.8
伯 耆 町	6.8
日 南 町	3.8
日 野 町	3.0
江 府 町	2.8

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （省 略）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第104号

和解について

次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

- 1 和解の相手方 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県知事 平井伸治

2 和解の内容

相手方は、さかいポートサウナの電気料金の誤徴収による返還金として、本市に
対して28,191,921円を支払うものとする。

3 事案の概要

市が管理するさかいポートサウナにおいて、建物を管理する相手方の請求に基づ
き支払っていた電気料金に誤りが判明したため、平成15年以降の誤徴収額につい
て返還を受ける。

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（ 1 ）

（ 省 略 ）

（11）

（12）普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（以下省略）